

別記 2

有機転換推進事業

第 1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、有機農業の取組面積の拡大に向けて、化学的に合成された肥料や農薬を使用する慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者が、経営の安定化を図りつつ、持続的に有機農業を行うための取組を後押しするために必要な経費を支援するものとする。

2 定義

本事業における用語の定義については、次のとおりとする。

(1) 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

(2) 国際水準の有機農業

有機農産物の日本農林規格（平成 12 年 1 月 20 日農林水産省告示第 59 号。以下「有機農産物規格」という。）に定められた取組水準の有機農業

(3) 慣行農業

化学的に合成された肥料又は農薬若しくはその両方を用いて行う農業

3 対象事業

(1) 転換支援事業

国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の掛かり増し経費を支援する。

(2) 転換支援円滑化事業

以下のアからウまでの事務に係る経費を支援する。

ア 交付金の交付事務

イ 本事業の実績報告の確認及び指導

ウ 本事業の実施状況の確認及び指導

4 交付対象経費

3（2）の交付対象経費は別紙のとおりとする。

第 2 事業実施主体等

1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次に掲げる組織のいずれかとする。

(1) 都道府県

- (2) 市町村
- (3) 都道府県又は市町村若しくはその両方を構成員とし、以下の事項に係る規約等を定めている協議会
 - ア 目的
 - イ 代表者、代表者の権限の範囲、構成員及び事務局
 - ウ 意思決定の方法
 - エ 解散した場合の地位の継承者
 - オ 事務処理及び会計処理の方法及び責任者
 - カ 会計監査及び事務監査の方法
 - キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

2 交付申請者

第1の3(1)の交付金の交付を受けようとする農業者（以下「交付申請者」という。）は、以下の全ての事項を満たす者とする。

- (1) 慣行農業から国際水準の有機農業に転換する農業者、又は国際水準の有機農業に取り組もうとする新規就農者であること。
- (2) 営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること。
- (3) 販売を目的としていること。
- (4) 本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること。
- (5) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」の認定を受けていること又は成果目標年度までにこれらの認定を受ける予定であること。

3 実施要件

- (1) 交付申請者は、取組を行う農地において実施する有機栽培管理シート（別紙様式第18号-2）及び有機転換チェックシート（別紙様式第18号-3）を作成し、事業実施主体が指定する日までに交付申請書（別紙様式第18号-1）とあわせて、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 出荷・販売の実績報告等
 - ア 交付申請者は、本事業の対象ほ場で生産した農産物について、対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの1つを添付して事業実施主体に提出すること。
 - イ 対象作物について、自家加工や直売所等での販売のみに供する場合には、確認書類として「自家加工販売（直売所等での販売）計画書」（別紙様式第19号）を作成して提出すること。
- (3) 第1の3(2)イ及びウの確認及び指導に際し、円滑な実施がなされるよう協力すること。

(4) 国及び都道府県は、交付金の適正かつ円滑な執行等を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対し、(1)及び(2)の書類の提出を求めることができるものとする。

4 交付単価等

(1) 第1の3(1)の交付単価は2万円/10a以内とする。

ただし、交付申請者の申請に当たっての下限面積は10aとする。

(2) 第1の3(2)の交付金の上限額は、事業実施主体に対し、交付申請者から要望のあった額の1割以内とする。

(3) 全国の総額が国の交付上限額を上回る場合、国は予算の範囲内で、事業実施主体に対する交付金の交付額の調整を行うものとし、事業実施主体は交付額の範囲内で交付申請者に交付するものとする。

5 対象農地の考え方

交付金の算定の対象となる農地は以下のとおりとする。

(1) 原則として、事業実施主体の管内において、交付を受けようとする農業者が使用及び収益を目的とする権利を有する耕地であり、販売権の委託を含む農業受託契約を締結しているものを含む。

(2) 交付対象農地の面積については、本地面積とし、畦畔、はぎ場等の作物の作付けが不可能な農地は含まない。

(3) 作物を作付けしていない場合又は販売を目的としていない作物を作付けしている場合、当該面積を含まないものとする。

(4) 一ほ場で複数品目を連作するほ場については、当該ほ場で生産を行う一作期分の面積を対象とする。

(5) 交付申請の前作において有機農業の取組が行われているほ場は含まないものとする。

(6) 肥培管理及び雑草や病害虫の発生予防のための措置を行うこと。

(7) 水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法による面積及び永年性飼料作物を植え付けている面積については、これを含まない。

第3 成果目標

事業実施年度の翌々年度において事業の対象となる有機農業者の有機農業に取り組むほ場の面積が維持又は拡大されていること。

第4 事業の委託

事業実施主体は、本要綱第1の3(2)に定める事業に係る事務の一部を、当該実施主体以外の者に委託することができるものとする。

ただし、本要綱第6の1に関する業務を委託する場合、次の要件を満たす組織であること。

(1) 実施確認に必要な技術的な能力を有していること。

- (2) 実施確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

第5 実施状況の報告

- 1 交付申請者は、交付金の交付を受けようとする年度の1月末日までに以下に定めるところにより、事業実施主体に対して実施状況の報告を行うものとする。
 - (1) 別紙様式第18-1号に準じて、第2に定める要件に即して実施したことを確認するための生産記録等の書類を添付し、報告すること。ただし、収穫が翌年に行われる品目を生産するなどの場合にあっては、取組終了前であっても、その取組見込みの書類を添付し、報告することとするが、取組終了後に生産記録等の書類を提出するものとする。
 - (2) 有機農産物規格別表1の肥料及び土壌改良資材又は有機農産物規格別表2の農薬を農産物の生産過程等において使用した場合は、使用した資材について、有機農産物規格別表1又は有機農産物規格別表2に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写しを添付すること。
- 2 事業実施主体が都道府県の場合を除き、事業実施主体は、1の(1)の報告結果を踏まえ、実施面積について取りまとめ、別紙様式第2号により交付申請者が交付金の交付を受けようとする年度の2月15日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、前項の結果を取りまとめ、別紙様式第2号に準じて、2月末日までに地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に報告するものとする。
- 4 3の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標にかかる進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて都道府県知事を指導できるものとする。

第6 実施状況の確認

- 1 事業実施主体は、第5の1に基づき交付申請者から報告のあった実施状況について確認を行うものとする。なお、必要に応じて、ほ場の巡回等を実施するものとする。
- 2 事業実施主体は、審査の上、交付申請者が交付金の交付を受けようとする年度の3月5日までに、交付申請者に確認結果を通知するものとする。

第7 事業成果の評価

- 1 事業実施主体は、別紙様式第10号により事業の自己評価を行い、目標年度の翌年度の8月末日までに別紙様式第10号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、都道府県知事が自ら事業実施主体となっている場合を除く。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告があった場合には、管内の状況について取りまとめるとともに、その内容を点検し、事業実施計画に定めた成果目標が達成されていないと認めるときは、当該事業実施主体に対して、指導を行うものとする。
- 3 都道府県が自ら事業実施主体となっている場合は、目標年度の翌年度において、別紙様式第 10 号により事業の自己評価を行うものとし、前項の規定により報告があった事業評価報告書と併せて、当該年度の 9 月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとし、その評価を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導することができるものとする。

第 8 交付金の返還

1 交付金の返還

事業実施主体は、交付金の交付を受けた交付申請者が、交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該交付金の返還を求めるものとする。

- (1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された交付金のうち、要件を満たさないことが確認された取組面積分の経費の返還を求めるものとする。
- (2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (3) (1) 及び (2) の返還については、自然災害等の交付申請者の責めに帰さない事情による場合には、その対象としないことができる。

2 返還の手続

- (1) 事業実施主体は、交付申請者が交付金を返還する必要がある場合には、地方農政局長等に速やかに報告するとともに、地方農政局長等の指示のもと、当該交付申請者に速やかに通知し、返還を求めるものとする。

なお、市町村又は市町村を構成員とする協議会が事業実施主体の場合にあつては、都道府県知事を通じて地方農政局長等に報告するものとする。

- (2) 前項により、交付金の返還があった場合は、事業実施主体は交付金のうち当該返還額を地方農政局長等に返還するものとする。

なお、市町村又は市町村を構成員とする協議会が事業実施主体の場合にあつては、都道府県知事を通じて地方農政局長等に返還するものとする。

- (3) 事業実施主体は 1 の規定により返還を求める場合には、その請求に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合

- で計算した加算金を請求するものとする。
- (4) 前項により返還を求められた金額を支払わない交付申請者があるときは、事業実施主体は、期限を指定してこれを督促するものとする。